

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

盛岡市長 内 舘 茂

市町村名 (市町村コード)	盛岡市 (2018)
地域名 (地域内農業集落名)	都南地区 (大ヶ生、黒川、手代森、乙部、見前、永井、飯岡、羽場、湯沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるため、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化する必要がある。

【地域の基礎的データ】

- ・ 中心経営体数：182（うち法人20）／1056.5ha
- ・ 主要な作目：水稲、大豆、小麦、りんご、トマト、ねぎ

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集積・集約化を進め、スマート農業を導入することで更なる農作業の効率化を図る。また、地域内外から農業者を確保し、既存の担い手への農地集約に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう一部基盤整備及び条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用、保全・管理していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2011.78 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	集計中
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	集計中

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は現所有者又は耕作者が保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<p>地区内の認定農業者や新規就農者への農地集約を進めるとともに、集落の内外を問わず経営体に農地集積を進める。</p> <p>農業委員会飯岡地区調査会及び見前地区調査会管域においては、基盤整備事業の活用を検討しながら、大規模に経営している認定農業法人や規模拡大意向のある認定農業者が効率的に作業できるように集積・集約を推進する。乙部地区調査会管域においては、傾斜地の畑や分散した農地が多く集約は難しいが、中心経営体である認定農業者が農地利用を担うほか、地域の中心となりうる新規就農者を積極的に育成していく。</p>
(2)農地中間管理機構の活用方針
<p>農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。また、必要に応じて再配分を行い、作業集積を進める。</p>
(3)基盤整備事業への取組方針
<p>農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。農業委員会見前地区調査会管域内大字西見前においては、基盤整備事業に取り組む。また、畦畔を取り払うことが難しい農地については畑地化し、園芸作目を導入する。</p>
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<p>市町村やJA、土地改良区、農事組合法人となんと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の普及や農業用機械の賃貸といった支援を行うとともに、農地をあっせんする。また、新規就農に係る相談から地域への定着まで切れ目のない取り組みを展開する。</p>
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<p>作業の効率化が期待できる大豆、麦について、担い手への委託拡大を推進する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①中山間地域において、イノシシやシカ、ツキノワグマの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合、速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

③スマート農業の推進により、作業効率を高める。

④JAの販路を活用し、リンゴの国外輸出に取り組む。

⑦保全・管理を行う農地とそうでない農地を明確化する。また、中山間地域においては、中山間地域等直接支払協定や、多面的機能直接支払協定により、農地の保全管理に取り組むこととし、耕作放棄地を生じさせない体制を強化する。